

令和
7年度

YSアリーナ八戸

広告スポンサー募集

広告掲載
期 間

広告掲載開始日（8月1日以降、毎月1日）から5年間
※ スケート競技会の大会規定等により、当該広告を一時的に目隠しすることがあります。

募集期間

広告掲載開始日の3か月前の月初から月末まで
※ 8月掲載開始分のみ4か月前の月初めから翌月の月末まで

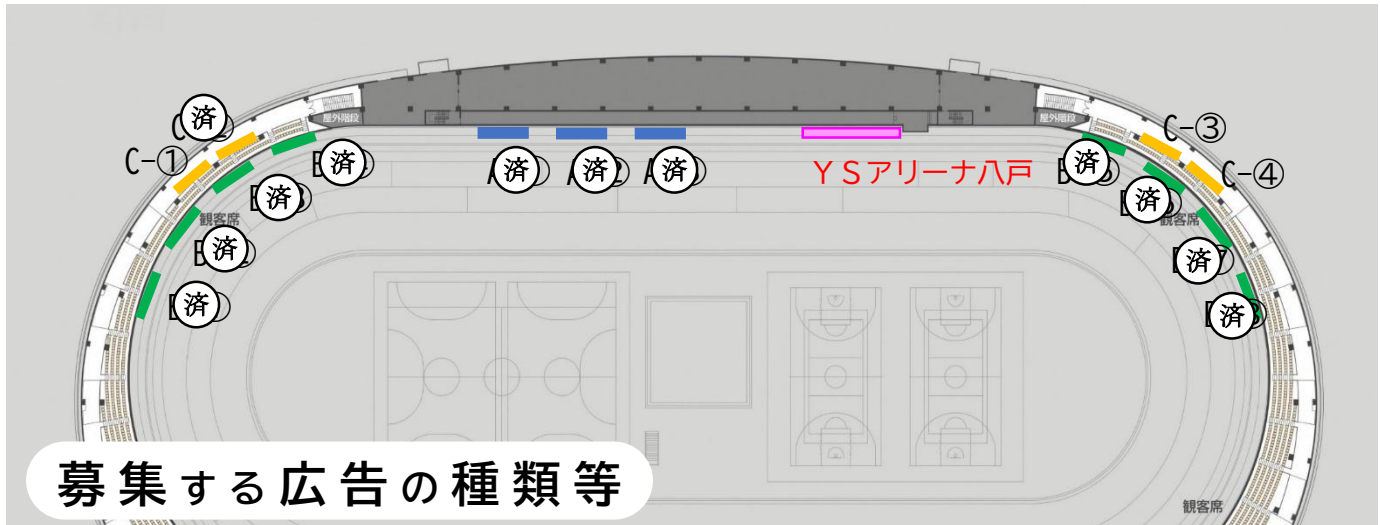
掲出場所

八戸市長根屋内スケート場「YSアリーナ八戸」内

申 込
問 合 せ

〒031-0073 八戸市大字売市字興遊下3
八戸市長根屋内スケート場
電話 0178 - 43 - 9544 / FAX 0178 - 51 - 8805
メール skate@city.hachinohe.aomori.jp





募集する広告の種類等

広告の種類	掲載場所	1枠当たりの大きさ	1年当たりの掲載料(※1)	枠数(※2)
Cタイプ広告	アリーナ内壁・観客席上部(吊下げ)	縦 1.0m以内 横 7.0m以内	年額 80万 円	3

※1 消費税は別途加算します。

※2 先着順のため募集枠数は変動することがあります。

● 目的

市有施設を有効活用することにより新たな財源を確保し、施設の良好な維持管理を図るため、YSアリーナ八戸に広告を掲載する事業者(以下「広告スポンサー」という。)を募集するものです。

● スポンサー特典

- (1) 施設内その他の箇所への広告掲載(スポンサーボードへの広告掲載ほか)
- (2) 市ホームページへの掲載(バナー広告は除く)
- (3) 施設の無償使用(Cタイプは年2日以内。大会、イベント開催時除く)

● 広告掲載の基準

YSアリーナ八戸に掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (5) その他広告として適当でないと市長が認めるもの

● 広告掲載に伴う費用負担

広告の設置、変更、並びに契約期間満了後の原状回復に係る費用は、広告スポンサーの負担となります。

● 申込者の条件

申込みできる者は、次のいずれにも該当しない法人とします。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は、反するおそれのある事業を行う者
- (3) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱(平成24年9月25日実施)第2条第3号に掲げる者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当する事業を行う者
- (5) 市に納付すべき直近1年分の市民税(法人市民税を含む)、固定資産税又は、軽自動車税を現に滞納している者
- (6) その他、広告スポンサーとして適当でないと市長が認める者

● 応募時の提出書類

- (1) 八戸市長根屋内スケート場広告掲載申込書
 - (2) 広告掲載者の要件に関する申立書(兼同意書)
 - (3) 広告案(A4版横長サイズ程度)
 - (4) 法人登記簿謄本(発行日から3ヶ月以内のもの(写し可))
 - (5) 主たる営業所の所在地の市区町村税について未納の税額がないことの証明書(写し可) ※八戸市に市税を納付している法人の場合は提出不要
- ※(1)(2)の様式は市ホームページからダウンロード、又はYSアリーナ八戸窓口で配布

● 応募方法

提出書類一式を持参、郵送又はメールで提出してください。

● 掲載の決定等

- (1) 掲載の決定
広告掲載の決定は、申込書受付順とします。ただし、同日に同じ掲載位置の申し込みを受け付けした場合は、抽選により決定します。
- (2) 結果の通知
結果は書面で通知します。
- (3) 契約の締結
広告掲載の決定のあと、広告スポンサーと詳細を協議の上、速やかに契約を締結します。

● 広告掲載料の支払い

広告掲載料の支払いは、契約初年度は、契約締結後の市長が指定する日までとし、2年目以降は、年度当初とします。
なお、契約期間が1年に満たない年度の広告掲載料の額は、日割りとします(100円未満切り捨て)。

● その他

詳細は、市ホームページをご覧ください。

